

東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター
自治体税務データ活用プロジェクトにおけるデータ取扱規則

(令和3年9月29日 政策評価研究教育センター運営委員会承認)

(目的)

第1条 この規則は、EBPM 推進のための自治体税務データ活用プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)におけるデータの取扱いに関する必要な諸事項を定めることを目的とする。

(データの利用目的)

第2条 政策評価研究教育センター(以下「センター」という。)は、本プロジェクトにおいて自治体から提供された個人又は法人に関するデータ(以下「自治体提供データ」という。)を、センターが行う税や経済等に関する学術研究としてセンター長が定めるもの以外に用いてはならない。

(識別行為の禁止)

第3条 センターは、自治体提供データのうち、個人に関するデータを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。)に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

2 センターは、自治体提供データのうち、法人に関するデータで、データ提供時までに自治体が当該法人を識別してはならない旨の意思を表示したものを取り扱うに当たっては、当該自治体提供データの作成に用いられた法人情報に係る当該法人を識別するために、当該法人情報から削除された記述等に関する情報を取得し、又は当該自治体提供データを他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第4条 センター長は、自治体提供データの安全管理のために必要かつ適切な措置、自治体提供データの取扱いに関する苦情の処理その他の自治体提供データの適正な取扱いを確保するために必要な措置を定め、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(データの取扱者)

第5条 自治体提供データについては、本プロジェクトに従事する者としてセンター長が定める者(以下「プロジェクト従事者」という。)のみが取り扱うものとし、その他の者に提供してはならない。

(研究成果の公表)

第6条 センター及びプロジェクト従事者は、自治体提供データから得られた学術研究の成果を公表するものとする。

2 前項の場合においては、自治体提供データの作成に用いられた個人情報に係る個人又は法人情報に係る当該法人が特定できる形で公表してはならない。

3 第1項の場合においては、本プロジェクトに協力した自治体の名称を示すことができる。ただし、データ提供時までには自治体はその名称を公表してはならない旨の意思を表示した場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、政策評価研究教育センター運営委員会が承認した日から施行する。